

# 富山地方最低賃金審議会

## 第1回 百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年10月20日（水） 午前9時30分～午前12時00分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門部会長及び同代理の選出について</li> <li>2. 専門部会運営規程について</li> <li>3. 特定最低賃金審議運営事項について</li> <li>4. 専門部会の審議日程について</li> <li>5. 労働経済等関係指標について</li> <li>6. 最低賃金に関する基礎調査結果について</li> <li>7. 最低賃金に関する労使協定締結状況について</li> <li>8. 参考人の意見表明について</li> <li>9. 労使各側の基本的主張について</li> <li>10. 金額等審議</li> </ol>		
議事要旨・議事録	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部会長に高倉委員、部会長代理に両角委員を選出した。</li> <li>2. 専門部会運営規程を原案どおり決定した。</li> <li>3. 特定最低賃金審議運営事項の伝達がなされた。</li> <li>4. 審議日程を原案どおり決定した。</li> <li>5. 労働経済等関係指標について、事務局から説明がなされた。</li> <li>6. 最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明がなされた。</li> <li>7. 最低賃金に関する労使協定締結状況について、事務局から説明がなされた。</li> <li>8. 参考人の意見聴取について、意見書の提出が行われないことを確認した。</li> <li>9. 労使各側の基本的主張がなされた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働者側の主張                 <p>コロナ禍において感染の危険性が高いことや、悪質なクレーム対応に翻弄されていることを考慮した上で、本最低賃金は労働協約ケースであり、労働協約に基づく上限額である時間額 895 円（引上げ額 30 円）への引上げを求めると主張した。</p> </li> <li>(2) 使用者側の主張                 <p>長引くコロナ感染症の影響により百貨店・総合スーパーとも収益の改善は見られないし、コロナ対策費や光熱費等諸経費の負担が大きくなっている。引上げ額については経済情勢、企業の現状を十分に考慮し慎重な議論を行うべきであると主張した。</p> </li> </ol> </li> <li>10. 公益委員を中心に、労使双方から意見を聴取し調整を努めたが、意見に隔たりがあったため、次回改めて審議を行うこととなった。</li> </ol>		